

感染症危機に、 政府はどう備えているの？

Q3 感染症危機に対応する 国の備えはどうなっていますか？

A 内閣感染症危機管理統括庁を司令塔として、
平時から、国、地方公共団体、関係機関等との
連携を強化し、危機に備えています。

新型コロナの経験を踏まえ、国の感染症対応をリードする司令塔として、「内閣感染症危機管理統括庁」（統括庁）を設置しました。次の感染症危機に備え、国立健康危機管理研究機構（JIHS）から科学的知見を得て、厚生労働省など関係省庁と連携し、一体的に対応します。

平時には、次の感染症危機に備えて政府行動計画の策定・改定を行い、国・地方公共団体・JIHSなどと緊密な連携を維持しています。くわえて、現場での感染症対応を強化するため、都道府県等では、医療の提供や検査体制の確保に向けて、医療機関や民間検査機関と医療措置協定及び検査等措置協定を結ぶなど、計画的な整備を進めています。さらに、この政府行動計画を実効性のあるものにするため、定期的に訓練を実施し、点検と改善に努めています。

感染症危機時には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）に基づき政府対策本部を立ち上げます。また、対策を実施するに当たって基準となるべき指針である「基本的対処方針」を速やかに策定します。この方針に基づき、必要に応じて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの対策も検討します。





Column

— コラム —

医療措置協定とは

新型インフルエンザ等の感染症が流行した際に、迅速かつ適切な医療を提供するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、都道府県と医療機関の間で協定を結んでいます。平時から医療機関の機能や役割を確認し、医療提供における役割分担を明確にすることを目的としています。感染症危機時に入院できる病床の確保・発熱外来の実施などが盛り込まれています。

検査等措置協定とは

新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、感染症法に基づき、平時から都道府県等と民間検査機関、医療機関等や宿泊施設の間で協定を結んでいます。必要な検査を迅速に実施できる体制の整備や、宿泊療養のための宿泊施設の確保などが盛り込まれています。



 一緒に確認してみよう!

- 政府行動計画について
→ Q4 参照
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について
→ Q15 参照

Q4 政府行動計画とは何ですか？

A 次の感染症危機に備え、
平時からの取組や感染症発生時の
対策の選択肢について、幅広く示すものです。

政府行動計画は、次の感染症危機に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を幅広く示すものです。感染症危機時には、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、国民の生命と健康を守ることはもちろん、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえつつ、対策の切替えを円滑に行うこととしています。

また、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しています。計画の記載は、「準備期」・「初動期」・「対応期」の3つに分け、特に「準備期」は訓練の実施や情報収集、研究開発、備蓄など、平時からの取組を充実させています。

計画は、おおむね6年ごとに改定することとしていますが、その実効性確保のため、各省庁の「準備期」等における取組など、一覧表として作成し、毎年度フォローアップを実施して万全を期しています。

 一緒に確認してみよう!

新型インフルエンザ等対策
政府行動計画

